

薬害イレッサ東京支援連絡会ニュース

第19号 発行日/2011年2月9日 発行/薬害イレッサ東京支援連絡会

東京都新宿区新宿2-1-3サニーシティ新宿御苑10F公害センター内

電話 03-3352-3663 FAX 03-3352-9476

URL <http://yakugairessa.yu-yake.com/index.html>

E-mail shinjo@jyohoku-law.com

和解勧告をめぐるこの間の情勢

弁護団事務局長 阿部哲二

<画期的な和解所見>

本年1月7日、東京と大阪の両地方裁判所は、国とアストラゼネカ社の責任を認める画期的な所見を出した上、この問題の早期の全面的かつ公平な解決のために和解を勧告しました。

裁判所の所見は、イレッサの承認にあたり、副作用が殆どない等という情報が流される中で、国とアストラゼネカ社が間質性肺炎という致命的な副作用について、十分な情報提供をしなかった責任を指摘するもので、これまで6年間の裁判で私達が徹底的に主張してきたことが認められる画期的なものでした。

そこで原告団は、2002年10月15日の段階で被告らの責任に線を入れる点は問題あるものの、原告全員の救済と早期全面解決を求めて、この和解勧告を受け入れる旨、1月12日に表明しました。この和解勧告は、民主党の議員連絡会、みんなの党、共産党、社民党、公明党の支持を得、そして社説を通じて多くのマスコミの理解も得ました。

<薬害防止に背を向ける国の態度は許されない>

ところが、アストラゼネカ社は1月24日に、そして国は回答期限とされた1月28日に和解を拒否してきました。特に国は、和解拒否にあたり、所見の内容をねじ曲げ、この所見を認めるなら抗がん剤の承認が遅れるなどと言い、またイレッサの被害は現場の医師と患者の問題などと全くこの問題の根本を理解しようとしないう態度でした。そして、厚労省はあろうことか、いくつもの医学会に働きかけて、所見受け入れはおかしい、などという声明を出すようお願いして回っていたというのです。

菅総理大臣の態度、厚労省の態度は、薬害被害者を裏切り、薬害防止に背を向けるもので決して許されません。

<大阪判決は最大の武器になる>

2月25日に大阪地方裁判所の判決が言い渡されます。

私達は、この判決を最大の武器として、3月23日に予定される東京地方裁判所の判決に向け、東京での戦いをさらに大きく繰り広げ、薬害イレッサ問題の全面解決を何としても勝ち取ります。

ぜひ、ご支援下さい。



どのような苦難があろうと、勝利に向かって

東日本訴訟 原告 近澤昭雄

いつもご支援をいただき有難うございます。

2004年7月の提訴から実に7年もの長い戦いを続けてまいりました薬害イレッサ訴訟は、昨年夏に結審を迎えて判決日が、大阪は2月25日、東京は3月23日と決まりました。しかし、私たちは、一日も早い解決のためには判決を待つまでもなく和解による解決が一番望ましいと裁判所に上申、その願いが叶い今年1月7日、裁判所より和解の勧告を出して頂きましたときは、これで早期全面解決への一歩が踏み出せると心から安堵し嬉しく思っていました。

<和解拒否の暴挙に憤り>

ところが、国も、アストラゼネカも和解協議を拒否すると態度を表明。その中で被告らの言い分は、全てのがん患者のためだからと、この被害は忍べと言っています。顔を歪め座ったままで死んでいった娘には服用した本人の責任であると言い、肺がんの患者に余命はないのだから、育薬のためにはある程度の犠牲は仕方がないと主張して、一部の医療関係者までも抱き込んで、形振りかまわず



この被害を封じ込めようとする暴挙には断固立ち向かい明らかにしなければ、いつまでも患者のためのがん医療の改革は果たせないと憤りを強くしています。

<皆さまと勝利に向かって>

被告側の和解拒否により、いよいよ裁判所による審判が下されることとなりました。メディアの一部には長期化を予想するとの声も聞こえてまいりますが、私たち原告は、この先どのような苦難があろうと皆さまの支援を励みとして挫けることなく勝利に向かって頑張っています。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

新聞には早期解決を求める記事が連日掲載されました。



<今後の予定> ※変更・緊急提起することがあります

事前に支援連ホームページなどでご確認下さい。

2月25日(木) 15:00~

大阪地裁判決言渡し 大阪地裁にて

3月2日(水) 12:30~14:00

院内集会~大阪判決をうけて~

衆議院第2議員会館1F 多目的会議室にて

3月3日(木) 8:30~9:30

マンスリー行動 厚労省前にて(予定)

3月9日(水) 12:00~13:00

官邸前大行動「命の鎖」 首相官邸前にて(詳細未定)

3月23日(木) 15:00~

東京地裁判決言渡し

東京地裁101号法廷にて その後、報告集会(会場未定)

毎日新聞1月9日付

医療現場を混乱させる和解拒否理由

2011/02/04 藤竿伊知郎

国とアストラゼネカ社は、裁判所による和解勧告を拒否しました。その理由として、アストラゼネカ社は専門医の見解がイレッサを必要な薬としていることをあげています。国は、「和解協議に入るよりも、判決で問題点を指摘していただき、これを整理・検討して、丁寧に制度のあり方を模索したい」と、自分での判断を避けました。

和解所見の中で指摘された、①治験外の症例の考慮②間質性肺炎の添付文書への記載に関して、専門医と国は医療現場の常識に反する反論を主張しています。

イレッサは、重い副作用のない画期的な新薬として、発売前から医師への宣伝がおこなわれ、インターネットを通じて患者も情報を入手出来る状態でした。その状態に対し、副作用死亡例があった間質性肺炎を「重大な副作用」欄の末尾に「頻度不明」として記載することは、現場に対する十分な情報提供とはいえません。

販売承認のための臨床試験だけでなく、それ

以上の人数に投与した「拡大治験プログラム」で発生した重大な副作用例を記載しないことも、情報隠しです。

国は、「がん患者、特に末期のがん患者にとって間質性肺炎が場合によっては致死性のものであることは、医師にとって周知の事実です。副作用情報の4番目に記載してあったとしても同じことです。」と医師に責任を転嫁しています。

現場でほしい情報は、危険性の程度を具体的に表す情報です。人間の注意力には限りがあります。順番付けは大切な情報です。

企業宣伝の暴走に対して、安全で有効な治療を進めるために、添付文書の適切な記載方法の基準を示した裁判所の判断は、高く評価できます。被告側の主張の不当性を広く伝え、早期解決をめざす活動を進めていきます。



【活動報告】

11月26日 薬害イレッサ総決起集会

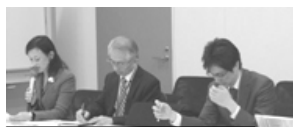


諸団体・個人210名が参加されました。また民主党「イレッサ議連」の柚木道義議員がかけつけ、ごあいさつをいただきました。

東西の原告のうったえには、会場の全員が真剣に耳を傾けました。

国会前などで和解勧告の受け入れを迫る行動を連日おこないました！！ 和解受け入れを求める集中行動ダイジェスト

1月12日



民主党議連の会
合で説明

1月13日



原告側の和解受
入書を提出へ。

1月19日



厚労省前宣伝！

参議院議員会館
にて院内集会



1月21日

厚労省にて宣伝、
受入要請を提出。

内閣府前宣伝、
受入要請を提出。

東西の原告が集まりました。会場は満員に。C肝原告団山口さんら、
そして国会議員もたくさん参加。マスコミもいっぱい。

1月25日



引き続き有楽町
マリカ前宣伝へ

厚労省にて宣伝、
国会へ移動。

1月27日

国会前で宣伝、「怒りの
院内集会」を開く



回答期限 1月28日

国会前で宣伝
拒否報道に怒り

マンスリー行動<第33~35弾>



12月9日、1月11日、2月3日に行いました。早朝宣伝は寒くて手がかじかんでしま
いますが、新聞各社の報道もあり受取りは非常によく、関心の高さをうかがわせます。

会費納入・カンパにご協力下さい！

薬害イレッサ全面解決のため、2011年の会費納入・カンパをお願いします！！